

目的…日本の農業生産に占める婦人労働の比率は増加の一途をたどり、農家の主婦は、家事労働とともに過重な労働状態におかれている。特に、施設園芸農家においては、従来の横行農法作目と異なり、資本・労働の集約度は高く主婦労働の負荷は大きい。そこで、家事及び農業労働の適正化・家庭経営のための役割配分の適正化の要件を導き出すために、主婦の役割配分を規定している要因を明らかにすることを目的とする。

方法…①調査対象者、キューリ・トマトの施設園芸農家163戸とコントロールとしての非施設農家91戸の計254戸の経営主と主婦。②対象地、新潟県豊栄市、茨城県石岡地域、福岡県朝倉町。③実施時期、昭和54年農閑期を対象地により若干異なるが、ほぼ夏季。④調査内容、家事・育児と施設園芸作業・水稲作業についての主婦・経営主・他家族員の役割分担状況、主婦の役割認知、主婦への役割期待、農繁・閑期別生活状況

結果…農専の役割分担状況から施設園芸作業を類型すると、主婦と経営主の分担が同一の作業、経営主分担作業とに正分された。家事の役割分担状況から家事作業・育児を類型すると、主婦役割分担作業、他家族員役割分担作業、役割分担分散作業とに正分された。

主婦の農専・家事・育児の役割の重層関係を規定する要因として、①年間延作付規模、②家族員以外の外部労働力の有無、③産果における共同作業形態の有無、④主婦類型がえられた。この主婦類型とは、農作業基幹労働力数、主婦年齢、家族型、就学前児童の有無を因子として数量化Ⅱ類によって求められた類型である。主婦の役割重層が強くみられたのは、年間延作付規模大・外部労働力無・個選形態・基幹労働力1人の農家であった。